

(財)群馬県国際交流協会

(2) 申請書のチェックは万全か。

最近の新聞報道でも補助金の不正受給事件が報じられている。申請書の内容を深くチェックしていないことが原因のほとんどである。

この事業に関しては、医療機関から提出された医療報酬明細書が群馬県国民健康保険団体連合会（マニュアルに基づいた形式的なチェック）（社）群馬県医師会（専任の医師2名による専門家のチェック）審査会（形式的）を経て、適切な請求かどうかチェックされている。このチェックを経て受理され補填金が支出されるが、事後的なチェックは何も行っていない。

(3) 病院の回収努力の状況を十分に把握しているか。

この点については、申請書に記載されている文言（電話で催促、手紙で督促、直接出向いたりしている等）を信用するしかない状況である。

(4) 補填金の対象事例について。

補助金の趣旨は、「不慮の傷病や緊急事態」を念頭に置いており、通常の診療まで対象とすることは範囲が広がりすぎるきらいがある。

平成15年度までは、やむを得ない理由についてはあまり拘泥せず受理していたが、平成16年度（平成14年10月以降受診分）からは正常分娩が対象外となった。

(改善策)

(1) 本事業が拡大、深刻化することが懸念される状況下、現在の協会の能力の中で本事業の執行を十分に行っていくのには限界があり、また、寄附行為の事業目的適合性も曖昧であることから、中長期的な視野に立ち、この事業の根本的なあり方、制度的な再検討、見直しをすることが必要と思われる。

(2) 申請書のチェックとして例えば以下の方法を検討されたい。

請求する病院の数は限られているので、担当者が適宜訪問し状況を把握する。

担当者が医療行為の専門的な知識を習得して、書類を形式的に見るのではなく、内容がわかる程度に精通する。

(3) 病院の回収努力については、病院訪問時に概要を聞く等して確かめる必要がある。

(4) 補填金の対象事例については、「不慮の傷病や緊急事態」に該当するかを適切に判定する必要がある。

(会計事務について)

3 賞与引当金計上の必要性について(共通)

プロパー職員の期末及び勤勉手当については賞与引当金を計上して発生主義で会計処理すべきである。…平成 15 年度残高 1,676 千円

(参照 共通意見の項 1 - 19 頁)

4 人件費の計算書類上の表示について(共通)

国際交流協会の計算書類における事業費には人件費が計上されておらず、人件費はすべて管理費として決算されているが改善する必要がある。

(参照 共通意見の項 1 - 20 頁)

(県と出資団体との関係について)

5 県派遣職員に対する人件費負担のあり方について(共通)

県は派遣職員への人件費相当額を補助金として国際交流協会に支出し、実質的に給与相当額を負担している。これは派遣法の趣旨に則り、見直す必要があると思われる。

(参照 共通意見の項 1 - 23 頁)

(管理運営状況について)

6 理事会の強化について(共通)

国際交流協会は、独立した法人としての経営管理体制を構築すべきであり、そのためには理事会を強化し、行政という観点からだけでなく経営という観点からも、最高意思決定機関及び業務執行監督機関としての機能が果たせる体制とする必要がある。また、少なくとも一人は常勤理事が必要である。

(参照 共通意見の項 1 - 28 頁)

7 理事会への代理出席について

理事会への代理出席は他の理事を代理にする以外は、認めるべきはでない。

(現状及び問題点)

寄附行為第 29 条によれば「やむを得ない理由のため、理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または他の理事を代理人として表決を委任することができる。」となっている。しかし、当人が欠席してその代理人が出席している場合に、この代理人が当協会の理事ではないケースがある。

(財)群馬県国際交流協会

(改善策)

国際交流協会の理事会への代理出席は他の理事を代理にする以外には、これをなしえないと解すべきである。

8 人事運用の自立化について(共通)

自立的、効率的な経営の実施のため、主体的に人事戦略をもつことが望まれる。

(参照 共通意見の項 1 - 32 頁)

9 人件費抑制施策について(共通)

コスト削減の重要課題として人件費抑制施策が必要であり、プロパー職員の待遇見直し、組織、職制の簡素化をはじめ、業務内容の見直しによる職員配置の再検討等の実施が求められる。

(参照 共通意見の項 1 - 33 頁)

10. 行政コスト計算書の作成と活用について(共通)

公益法人会計基準に基づき、計算書類を作成しているものの、その内容は国際交流協会の実態を表すものとは言い難く不十分であると考えられる。国際交流協会の経営実態を表し、コストを網羅的に把握した行政コスト計算書が作成され、公表されるべきである。

(参照 共通意見の項 1 - 35 頁)

行政コスト計算書の作成

平成 15 年度 群馬県国際交流協会 行政コスト計算書 (単位:千円)

科 目	金 額
【支出コスト】	109,913
事業費	48,063
相談事業費	605
情報収集・提供事業費	2,707
調査・研究事業費	328
国際交流 協力・支援事業費	7,834
国際交流 企画・実施費	2,917
国際交流 受託事業費	13,586
未払医療費補填金支出	19,486
その他事業費	600
管理費	61,850
人件費	54,608

	賃借料	3,187
	その他経費	4,055
	【発生コスト】	2,101
	減価償却費	702
	退職給与引当金繰入額	1,368
	賞与引当金繰入額	31
	行政コスト総額	112,014
	会費収入他	667
	基本財産運用収入	2,295
	県に帰属している賃貸料	2,416
	雑収入	217
	収入合計	5,595
	差引県民負担行政コスト	106,419
	県民1人当りの負担額(円)	52
	県民1世帯当りの負担額(円)	146

補足事項...平成16年4月1日現在 人口2,031,415人、同世帯数726,631世帯として計算している。

(出資団体のあり方について)

11 国際交流協会の事業目的について

国際交流協会の寄附行為に挙げられている事業目的は抽象的、包括的過ぎるくらいがあると思われる。

(現状及び問題点)

国際交流協会の寄附行為に挙げられている事業目的は抽象的、包括的過ぎるくらいがあると思われる。国際交流ならどんなことでも可能なように思われるが、限られた予算の中では、それほどの効果があるものは期待できないのではないかと懸念される。

(改善策)

もう少し具体的な事業目的が必要なのではないかとと思われる。

12 サロンの活用について

サロンについて、有効活用を検討することが望まれる。

(現状及び問題点)

国際交流協会にはサロンとよばれるところが2ヶ所ある。1階のサロンにはパンフレットが豊富であるが、あまり人が訪れている様子が伺えない。

(財)群馬県国際交流協会

国際交流協会にそのようなサロンがあるということを知っている県民、外国人はそれほど多くないと思われる。これではサロンを設けている意義が薄いのではないか。

(改善策)

サロンが国際交流の場として利用されるように、設置場所や活用方法の見直しを行い、また広報等により県民、外国人に周知し利用度の向上を図るなど、有効活用に向けた検討が望まれる。

13 賛助会員について

国際交流協会の賛助会員は減少傾向だが、賛助会員の増加努力が望まれる。

(現状及び問題点)

国際交流協会の賛助会員数は平成 15 年度個人が 55、団体が 20 である。賛助会費は年々減少しており、平成 15 年度は 532 千円である。

国際交流の重要性が高まっているのに賛助会費が減少している原因は、長期低迷する経済不況に伴い、専ら民間企業による賛助会脱退・会費減額が行われていることである。

(改善策)

賛助会員からの寄附は貴重な財源であり、賛助会員が増えれば、国際交流協会も活発化される可能性があるものと考えられる。賛助会員の増加に向けて、施設の活用を含め活動内容がより広く理解され、一層外部に開かれた団体となるよう努めることで、会員拡充を図っていく必要がある。

14 国際交流協会運営の今後のあり方について

外国人住民の急激な増加と定住化、市町村の国際交流団体、民間ボランティア及び各種 N P O 団体の増加等社会環境が急激に変化しており、国際交流協会は、他団体との連携を深め、民間に門戸を開きボランティア、賛助会員を募り、他団体への人的、質的、物的事業援助等のコーディネート業務を展開する等、時代の変化に対応することが望まれる。

(現状及び問題点)

(1) 社会的背景

群馬県では以下のとおり、近年外国人住民の急激な増加と定住化が進んでいる。

群馬県における外国人登録者数の推移

(単位：人)

年 度	総 数	ブラジル	韓国・朝鮮	フィリピン	中 国	ペ ル ー
昭和 61 年	4,899	22	3,044	599	676	0
昭和 62 年	5,324	38	2,994	866	739	1

昭和 63 年	6,188	243	2,997	1,264	817	1
平成 1 年	8,138	1,275	3,033	1,483	919	289
平成 2 年	12,603	4,100	3,027	1,944	1,358	812
平成 3 年	19,308	7,341	3,134	2,874	1,827	1,884
平成 4 年	21,658	8,687	3,157	2,740	2,379	2,148
平成 5 年	22,827	8,904	3,159	3,047	2,473	2,226
平成 6 年	24,776	9,447	3,136	3,603	2,502	2,606
平成 7 年	27,200	11,121	3,113	3,218	2,642	2,890
平成 8 年	29,475	12,427	3,075	3,452	2,773	3,056
平成 9 年	32,997	14,638	3,052	3,652	2,934	3,473
平成 10 年	34,062	13,761	3,071	4,619	3,314	3,506
平成 11 年	35,835	13,820	3,094	5,531	3,284	3,807
平成 12 年	40,167	15,717	3,164	6,555	3,555	4,138
平成 13 年	43,582	16,620	3,153	7,435	4,079	4,532
平成 14 年	43,351	15,975	3,118	7,073	4,580	4,589
平成 15 年	45,231	16,350	3,076	7,646	4,839	4,868

外国人住民の増加に伴い、様々な社会的現象や問題が発生しており、多文化共生を柱とした様々な取り組みが、生活や教育、保健福祉など多岐の分野にわたり検討されている。

また、外国人対策の必要性が増大しており、新たな行政上の問題にもなっている。そうした中で、国際交流の担い手として各市町村の国際交流団体、民間ボランティア及び各種NPO団体等が急激に増加しており、その態様も様々であるが各々活発に活動している。特に市町村合併による大規模市町村の増加によって国際交流のレベルも急速に向上することが予想される。

(2) 国際交流協会の対応

上記のような社会的背景の中で国際交流協会にあっては、各市町村の国際交流団体、民間ボランティア及び各種NPO団体等との役割分担または棲み分けの必要が生じており、その事業の方針も変化してきている。

具体的には、イベント事業の縮小（これは各市町村でも実施可能のため）、その他市町村との重複事業の見直し等国際交流・国際理解事業から国際協力事業（例えば日本語ボランティア養成事業等）へ重点をシフトし、社会的な要請に合致するよう工夫している。

(3) 各市町村の国際交流団体との相互連絡・連携

(財)群馬県国際交流協会

群馬県の市町村の国際交流団体は平成 16 年 3 月 31 日現在 25 団体ある。国際交流協会としての主な取り組みは、以下の会議を開催して相互理解・相互交流を図る、事業計画書・予算書を入手して内容を把握する、という内容である。

市町村等国際交流団体連絡会議の開催(年 1 回)

国際交流協会等ネットワーク構築研究会の開催(年 2 回)

同研究会東毛地域等ブロック会議の開催(年 2 回)...東毛地域は外国人の増加が特に顕著なため

(4) 民間ボランティア及び各種 N P O 団体等との関係

民間ボランティア及び各種 N P O 団体等は態様が様々であり、ひとつの尺度に収めきれないのでその取りまとめは困難である。国際交流協会としての主な取り組みは、以下のとおりである。

民間国際協力団体活動支援セミナーの開催(年 1 回)

国際交流・協力団体実態調査...名簿作成 200 部

国際交流ボランティア人材バンクの運営...ボランティアの登録(6 種類・累計 1,050 人)及び紹介業務

国際交流まつりのイベント参加・出演・出展・会場設営協力依頼

その他ボランティアに個別依頼事例あり。

(5) 他団体との役割分担または棲み分け

国際交流協会の活動には他団体との明確な相違点が何か判然としていないものが多いと思われる。県内には市町村をはじめ多くの国際交流団体があり、現在国際交流協会独自の活動は「外国人のための法律健康相談」等であり、その他の活動についてはレベルの差はあるが多かれ少なかれ他団体でも同様の事業を実施している。

例えば県内外国人相談窓口事業では各市町村に同様の制度があるが、言語数、対応時間ともに国際交流協会は最も充実している。

(改善策)

国際交流協会としては、他団体との連携を深め、市町村の団体に関してはさらに連絡を密にし、重複業務の排除、県の国際交流協会としての研修指導業務への特化、情報の共有化による業務効率化、さらには県の国際交流協会ではできない業務の模索、検討等がより重要になるとと思われる。

また、民間に対してはもっと門戸を開き、ボランティア、賛助会員を募り、他団体への人的、質的、物的事業援助等のコーディネイト業務を展開する等、時代の変化に対応することが望まれる。